

○国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則

〔平成16年4月1日
法人規則第8号〕

改正 平成16年法人規則第27号
平成17年法人規則第28号
平成17年法人規則第29号
平成18年法人規則第10号
平成19年法人規則第25号
平成20年法人規則第18号
平成21年法人規則第18号
平成21年法人規則第42号
平成22年法人規則第20号
平成23年法人規則第29号
平成24年法人規則第22号
平成25年法人規則第1号
平成25年法人規則第21号
平成25年法人規則第44号
平成26年法人規則第11号
平成26年法人規則第37号
平成27年法人規則第10号
平成28年法人規則第21号
平成28年法人規則第42号
平成28年法人規則第44号
平成29年法人規則第33号

国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第80条及び第81条、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第79条及び第80条及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第76条及び第77条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（第9条の4及び第10条において「本法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）が退職した場合に支給する退職金の額その他退職金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において「俸給の月額」とは、国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第8号。以下「本部等給与規則」という。）第10条第1項に規定する俸給月額、本部等給与規則第22条第1項に規定する俸給の調整額及び国立大学法人

筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第13号。以下「附属病院給与規則」という。）第10条第1項に規定する俸給月額、附属病院給与規則第22条第1項に規定する俸給の調整額並びに国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号。以下「附属学校給与規則」という。）第10条第1項に規定する俸給月額、附属学校給与規則第22条第1項に規定する俸給の調整額及び附属学校給与規則第42条に規定する教職調整額の月額の合計額（職員が退職の日において休職、停職、減給その他の理由によりその給与（これに相当する給与を含む。）の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合のその合計額）をいう。

- 2 国立大学法人筑波大学特定基本年俸職員の給与に関する規程（平成26年法人規程第69号。以下「特定基本年俸給与規程」という。）第2条第1号又は第2号が適用される職員（以下「テニユアトラック制助教等」という。）が退職した場合の俸給の月額は、俸給表の適用を受けていたものとして本部等給与規則第12条から第17条の規定により仮定計算した場合に得られる前項に規定する俸給月額、俸給の調整額及び附属病院給与規則第12条から第17条の規定により仮定計算した場合に得られる前項に規定する俸給月額、俸給の調整額の合計額とみなす。

（適用範囲）

第3条 退職金は、職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族（退職をし又は解雇された者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職又は解雇に係る退職金の支給を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下同じ。))に支給する。ただし、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には退職金を支給しない。

- (1) 勤続6月未満で退職（負傷若しくは病気（以下「傷病」といい、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第81条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものとする。）又は本部等職員就業規則第71条第1項第4号、附属病院職員就業規則第70条第1項第4号及び附属学校職員就業規則第68条第1項第4号の規定による死亡を除く。）し、又は勤続6月未満で解雇された場合（本部等職員就業規則第73条第1項第2号及び第5号、附属病院職員就業規則第72条第1項第2号及び第5号並びに附属学校職員就業規則第70条第1項第2号及び第5号の規定による解雇を除く。）

- (2) 本部等職員就業規則第96条第5号、附属病院職員就業規則第95条第5号及び附属学校職員就業規則第92条第5号の規定により懲戒解雇された場合

- 2 職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、当該退職については、退職金は支給しない。

（退職金の額）

第3条の2 退職した者に対する退職金の額は、次条から第9条の3までの規定により計算した退職金の基本額に、第9条の4の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

（自己の都合による退職等の場合の退職金の基本額）

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職金の基本額は、退職の日におけるその者の俸給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病又は死亡によらず、かつ、第7条の2第5項に規定する認定を受けなくて、その者の都合により退職した者（本部等職員就業規則第73条第1項第1号から第4号まで及び同条第2項第1号、附属病院職員就業規則第72条第1項第1号から第4号まで及び同条第2項第1号並びに附属学校職員就業規則第70条第1項第1号から第4号まで及び同条第2項第1号の規定により解雇された者を含む。以下この項及び第9条の4第5項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職金の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職金の基本額）

第5条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職金の基本額は、退職の日におけるその者の俸給の月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 本部等職員就業規則第68条第1項及び第71条第1項第3号、附属病院職員就業規則第67条第1項及び第70条第1項第3号並びに附属学校職員就業規則第65条第1項及び第68条第1項第3号の規定による定年又は任期満了により退職した者
- (2) 第7条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係る者に限る。）を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）途上で本部等職員就業規則第91条、附属病院職員就業規則第90条及び附属学校職員就業規則第87条に規定する通勤途上災害の認定を受け当該事由による傷病（第6条第2項において「通勤災害による傷病」という。）により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職金の基本額）

第6条 次に掲げる者に対する退職金の基本額は、退職の日におけるその者の俸給の月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、本部等職員就業規則第68条第1項及び第71条第1項第3号、附属病院職員就業規則第67条第1項及び第70条第1項第3号並びに附属学校職員就業規則第65条第1項及び第68条第1項第3号の規定による定年又は任期満了により退職した

者

- (2) 25年以上勤続し、第7条の2第5項に規定する認定（同条第1項第1号に係る者に限る。）を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
 - (3) 本部等職員就業規則第73条第1項第5号、附属病院職員就業規則第72条第1項第5号及び附属学校職員就業規則第70条第1項第5号に規定する経営上又は業務上やむを得ない事由により解雇された者
 - (4) 本部等職員就業規則第90条、附属病院職員就業規則第89条及び附属学校職員就業規則第86条に規定する業務上の災害の認定を受け当該事由による傷病又は死亡により退職した者
 - (5) 第7条の2第5項に規定する認定（同条第1項第2号に係る者に限る。）を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤災害による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職金の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（俸給の月額の変額改定以外の理由により俸給の月額が減額されたことがある場合の退職金の基本額に係る特例）

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、俸給の月額の変額改定（俸給の月額の変額改定をする本部等給与規則、附属病院給与規則及び附属学校給与規則の全部又は一部を改正する法人規則が制定された場合において、当該法人規則の改正により改定前に受けていた俸給の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の俸給の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職の日における俸給の月額よりも多いときは、その者に対する退職金の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額
- (2) 退職の日における俸給の月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職金の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職金の基本額の退職の日における俸給の月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第3条第2項、第11条第1項、第12条第4項及び第14条第1項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則による退職金の支給を受けたこと又は第11条第2項に規定する他の国立大学法人等、第12条第1項に規定する国家公務員等の職員若しくは役員（以下「他の機関の職員等」という。）として退職したことにより退職金（こ

れに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第3条第1項第2号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、他の機関の職員等となったときは、当該退職の日以前の期間)を除く。)をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第11条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間
- (3) 第12条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第14条第2項に規定する場合における役員としての引き続いた在職期間

(定年前早期退職者に対する退職金の基本額にかかる特例)

第7条 第5条第1項第2号及び第6条第1項(第1号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項及び第6条第1項	退職の日におけるその者の俸給の月額	退職の日におけるその者の俸給の月額及び退職の日におけるその者の俸給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職の日の俸給の月額に応じて100分の3(指定職員俸給表1号俸以上である者及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(指定職員俸給表1号俸以上である者及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職の日における俸給の月額に、	退職の日における俸給の月額及び退職の日における俸給の月額に退職の日において定められて

		いるその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3（指定職員俸給表1号俸以上である者及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2第1項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職金の基本額に相当する額

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第7条の2 学長は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成を適正化し組織の活性化を図ることを目的とし、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 組織の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該組織に属する職員を対象として行う募集

2 学長は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、同項各号の別、第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日、募集をする人数及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて学長が別に定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

3 次に掲げる者以外の職員は、学長が別に定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第7項第3号に規定する退職すべき期日の1月前までの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- (1) 臨時的に任用される者又は任期を定めて雇用される者
- (2) 前項に規定する退職すべき期日までに定年に達する者
- (3) 本部等職員就業規則第95条、附属病院職員就業規則第94条及び附属学校職員就業規則第91条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- (4) 職員が、引き続き役員となるため退職する者
- (5) 当該募集開始日において休職中で将来復帰の見込みがたたない者

4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、学長は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 学長は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下こ

の条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、学長は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

(1) 応募が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合

(2) 応募者が応募をした後、本部等職員就業規則第95条、附属病院職員就業規則第94条及び附属学校職員就業規則第91条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合

(3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことに支障を生ずると認める場合

(4) 応募者を引き続き職務に従事させることが業務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 学長は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、学長が別に定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

7 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

(1) 第18条第1項に該当するに至ったとき。

(2) 第3条第2項、第11条第1項、第12条第4項又は第14条第1項の規定により退職金を支給しない場合に該当するに至ったとき。

(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 本部等職員就業規則第95条、附属病院職員就業規則第94条及び附属学校職員就業規則第91条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

（退職金の基本額の調整）

第8条 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職金の基本額は、当分の間、第4条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

2 第4条第1項の規定に該当する退職をした者で、かつ、36年以上42年以下の期間勤続した者に対する退職金の基本額は、当分の間、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

3 第6条から前条までの規定に該当する退職をした者で、かつ、35年を超える期間勤続した者に対する退職金の額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として本条本文の規定の例により計算して得られる額とする。

4 第4条第1項の規定に該当する退職をした者で、かつ、42年を超える期間勤続した者に対する退職金の基本額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつその者の勤続期間を35年として第1項の規定の例により計算

して得られた額とする。

(退職金の基本額の最高限度額)

第9条 第4条から前条までの規定により計算した退職金の基本額が、職員の退職の日における俸給の月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職金の基本額とする。

第9条の2 第6条の2第1項の規定により計算した退職金の基本額が次の各号に掲げる同項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職金の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前俸給月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前俸給月額に第6条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日における俸給の月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	第4条から前条まで	第7条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職の日における俸給の月額	退職の日における俸給の月額及び退職の日における俸給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び退職の日における俸給の月額に応じて100分の3（指定職員俸給表1号俸以上である者及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の
第9条の2	第6条の2第1項の	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	同項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第9条の2第1号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3（指定職員俸給表1号俸以上である者及び退職の日において定められてい

		るその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額
第9条の2第2号	特定減額前俸給月額	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(指定職員俸給表1号俸以上である者及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号イ
	及び退職の日における俸給の月額	並びに退職の日における俸給の月額及び退職の日における俸給の月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて100分の3(指定職員俸給表1号俸以上である者及び退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である者にあつては100分の2)を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職金の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職金の調整額は、その者の基礎在職期間(第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(本部等職員就業規則第19条第1項、附属病院職員就業規則第19条第1項及び附属学校職員就業規則第17条第1項の規定による休職(本部等職員就業規則第19条第1項第1号、附属病院職員就業規則第19条第1項第1号及び附属学校職員就業規則第17条第1項第1号の規定による業務上の傷病又は通勤による傷病による休職及び学長が別に定める休職を除く。)の期間若しくは本部等職員就業規則第96条第3号、附属病院職員就業規則第95条第3号及び附属学校職員就業規則第92条第3号の規定による停職の期間若しくは本部等職員就業規則第26条第1項、附属病院職員就業規則第26条第1項及び附属学校職員就業規則第23条第1項の規定による育児休業をした期間若しくは本部等職員就業規則第26条の2、附属病院職員就業規則第26条の2及び附属学校職員就業規則第23条の2の規定による育児短時間勤務をした期間(以下「育児短時間勤務期間」という。)若しくは本部等職員就業規則第28条第1項、附属病院職員就業規則第28条第1項及び附属学校職員就業規則第25条第1項の規定による介護休業をした期間若しくは本部等職員就業規則第31条第1項、

附属病院職員就業規則第31条第1項及び附属学校職員就業規則第28条第1項の規定による研修休業をした期間若しくは本部等職員就業規則第31条の2第1項、附属病院職員就業規則第31条の2第1項及び附属学校職員就業規則第28条の2第1項の規定による自己啓発等休業をした期間若しくは本部等職員就業規則第32条第1項、附属病院職員就業規則第32条第1項及び附属学校職員就業規則第29条第1項の規定による海外教育研究活動休業をした期間若しくは本部等職員就業規則第33条第1項、附属病院職員就業規則第33条第1項及び附属学校職員就業規則第30条第1項の規定によるボランティア休業をした期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）、本部等職員就業規則第32条の2及び附属病院職員就業規則第32条の2の規定による研究成果活用企業等兼業休業をした期間（以下「兼業休業期間」という。）のある月（当該兼業休業期間が月の初日から末日まである月に限る。）又は本部等職員就業規則第31条の3第1項、附属病院職員就業規則第31条の3第1項及び附属学校職員就業規則第28条の3第1項の規定による配偶者同行休業をした期間（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「配偶者同行休業期間」という。）のある月については、次項の規定により除くものとする。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,350円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 21,700円
- (11) 第11号区分 零

2 前項に定める基礎在職期間から除かれる休職月等、兼業休業期間のある月又は配偶者同行休業期間のある月は、次の各号に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 本部等職員就業規則第26条第1項、附属病院職員就業規則第26条第1項及び附属学校職員就業規則第23条第1項に規定する育児休業により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。以下「特定育児休業期間」という。）又は育児短時間勤務期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (2) 前号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一である休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数え

てその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一である休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 兼業休業期間のある月 退職した者が属していた職員の区分が同一である兼業休業期間のある月にあつては職員の区分が同一である兼業休業期間のある月ごとにそれぞれの最初の兼業休業期間のある月から順次に数えてその月数の2分の1（ただし、本法人の勤務時間数が週当たり20時間以上ある兼業休業期間のある月については、3分の1）に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある兼業休業期間のある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である兼業休業期間のある月がない兼業休業期間のある月にあつては当該兼業休業期間のある月

(4) 配偶者同行休業期間のある月 退職した者が属していた職員の区分が同一である配偶者同行休業期間のある月にあつては職員の区分が同一である配偶者同行休業期間のある月ごとにそれぞれの最初の配偶者同行休業期間のある月から順次に数えてその月数に相当する数になるまでにある配偶者同行休業期間のある月、退職した者が属していた職員の区分が同一である配偶者同行休業期間のある月がない配偶者同行休業期間のある月にあつては当該配偶者同行休業期間のある月

3 退職した者の基礎在職期間に第11条第2項に規定する他の国立大学法人等の職員としての在職期間又は第12条第1項に規定する国家公務員等の在職期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

(1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

(2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職務の級、職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別表ア又はイの表（当該区分各号に対応する職員の区分に応じた調整月額）に定めるものとする。

5 次の各号に掲げる者に対する退職金の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零の者 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

6 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日に属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表ア又はイの表に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応

するこれらの表に掲げる職員の区分に属していたものとする。

7 前項（第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

8 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（退職金の額に係る特例）

第9条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職金の額が退職の日におけるその者の俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する教育研究等連携手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2、第8条第1項及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職金の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

（満63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に退職した大学教員に係る特例）

第9条の6 満63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に退職した大学教員（平成14年10月1日付けで図書館情報大学から筑波大学に移行した大学教員及び次条の規定に該当する者を除く。）に対する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、その退職の理由にかかわらず、本部等職員就業規則第68条第1項、附属病院職員就業規則第67条第1項及び附属学校職員就業規則第65条第1項の規定による退職として適用するものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第6条の2、第9条、第9条の2、第9条の5	退職の日	満63歳に達した日以後の最初の3月31日
第5条第2項、第6条第2項	定年に達した日	満63歳に達した日
第7条	定年に達する日	満63歳に達する日
第7条、第7条の2第1項第1号、第9条の3	退職の日において定められているその者に係る定年	満63歳
第9条の4第1項、第6項及び第8項	基礎在職期間の末日	満63歳に達した日以後の最初の3月31日

（満63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に役員から引き続き大学教員となった者の退職に係る特例）

第9条の7 役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）が満63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に引き続いて再び大学教員（平成14年10月1日付けで図書館情報大学から筑波大学に移行した大学教員を除く。）となった場合において、その者が退職したときにおける

次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、その退職の理由にかかわらず、本部等職員就業規則第68条第1項、附属病院職員就業規則第67条第1項及び附属学校職員就業規則第65条第1項の規定による退職として適用するものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第6条の2、第9条、第9条の2、第9条の5	退職の日	役員の退職の日
第5条第2項、第6条第2項	定年に達した日	役員の退職の日
第9条の4第1項、第6項及び第8項	基礎在職期間の末日	役員の退職の日
第9条の5	俸給及び扶養手当の月額並びに	俸給の月額及び
第10条第8項	満63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日	役員の退職の日の翌日

(基本年俸表を適用する年俸制教員業績評価の対象となる大学教員となった者の退職に係る特例)

第9条の8 本部等職員就業規則第64条及び附属病院職員就業規則第63条に規定する給与が基本年俸である職員のうち、俸給表を適用する大学教員から引き続き基本年俸表を適用する年俸制教員業績評価の対象となる大学教員となった者（以下「年俸制教員業績評価対象教員」という。）及びテニユアトラック制助教等から引き続き年俸制教員業績評価対象教員となった者（ただし、退職金差額を年俸制教員業績給表の号に対応する額の算出の基礎とする者に限る。）が退職した場合は、年俸制教員業績評価対象教員となった日（以下「年俸制切替日」という。）の前日に自己の都合により退職したものとみなして、退職した日に適用される規則により計算した額を支給する。

2 前項の規定は、第11条第2項の規定に該当する職員であつて、同条第1項に規定する他の国立大学法人等において本部等給与規則及び附属病院給与規則に定める教育職員（一）俸給表に相当する俸給表等の適用を受けた後、当該他の国立大学法人等において引き続いて年俸制の適用を受け、引き続いて年俸制教員業績評価対象教員となった者について準用することができる。この場合において、「俸給表を適用する大学教員」とあるのは「他の国立大学法人等の職員」と、「年俸制教員業績評価対象教員となった日」とあるのは「他の国立大学法人等において年俸制の適用を受けることとなった日」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、年俸制教員業績評価対象教員のうち、第5条第2項、第6条第1項第3号、同条同項第4号若しくは第6条第2項（定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者を除く。）に該当した者又は第7条の2第5項の認定を受けて同条第7項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者にあつては、年俸制教員業績評価対象教員となることなく退職したものとして計算した額を支給することができるものとする。この場合、年俸制教員業績評価対象教員となっていた期間中の全昇給日について、本部等給与規則第17条及び附属病院給与規則第17条に規定する標準の号俸数により昇給したものとして計算する。ただし、年俸制教員業績評価対象教員であつた期間は在職期間から除算する。

(勤続期間の計算)

第10条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第3条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち、休職月等又は兼業休業期間のある月が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、特定育児休業期間、育児短時間勤務期間又は兼業休業期間（本法人の勤務時間数が週当たり20時間以上のある場合に限る。）のある月についてはその月数の3分の1に相当する期間を、配偶者同行休業期間のある月についてはその月数を前3項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定による退職金の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 6 前項の規定は、第9条の5の規定による退職金の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 7 国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第15号）及び国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則（平成17年法人規則第20号）の別表に規定する非常勤職員のうち、日給とされるもの（以下「日給者」という。）が、1日の所定の勤務時間を勤務した日（休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いている間に退職し、かつ、日給者としての退職金を支給されないで引き続いて職員となった場合におけるその者の第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の日給者としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 8 大学教員（平成14年10月1日付けで図書館情報大学から筑波大学に移行した大学教員及び第9条の7の規定に該当する者を除く。）の在職期間のうち、満63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後の在職期間は、第1項の規定にかかわらず、その期間を勤続期間に算入しない。
- 9 年俸制教員業績評価対象教員となった者の在職期間のうち、年俸制切替日以後の在職期間は、第1項の規定にかかわらず、その期間を勤続期間に算入しない。ただし、年俸制切替日以降に引き続き俸給表を適用する大学教員又はテニュアトラック制助教等（ただし、退職金差額を年俸制教員業績給表の号に対応する額の算出の基礎としない者に限る。）となった場合の在職期間は、その期間を勤続期間に算入する。

（他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算）

第11条 職員が引き続き他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人大学入試センター（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職金に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この法人規則による退職金は、支給しない。

- 2 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構にあつては教育職職員に限る。以下同じ。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合におけるその者の他の国立大学法人等としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職金に係る特例)

第12条 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続いて国若しくは行政執行法人(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。)若しくは、地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が任命権者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第7条の2第1項に規定する公庫等(第11条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の第10条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この法人規則による退職金は支給しない。
- 5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(指定職員俸給表適用者に係る特例)

第13条 職員のうち、指定職員俸給表の適用を受ける者及び過去に指定職俸給表の適用を受けていた者(次に掲げる者を除く。)が退職する場合の第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第6条の2第1項、第7条、第9条、第9条の2、第9条の3の規定の適用については、同条中「俸給の月額」とあるのは、「指定職員俸給表を適用された日の前日における俸給の月額を基礎とし、指定職員俸給表への異動がなく引き続き教育職員俸給表の適用を受けていたものとして再計算した場合に得られる俸給の月額」とする。

- (1) ノーベル賞、フィールズ賞、文化勲章、文化功労者、日本学士院賞、日本学士院エジンバラ公賞又は日本芸術院賞の受賞者
- (2) 役員として在職した者で、その功績が顕著であり、退職の日以前1年以上指定職員俸給表の適用を受け、かつ、次のいずれにも該当するもの

- ア 前号に規定する賞以外でこれに相当する賞の受賞歴があり、優れた教育研究上の業績がある者
- イ 我が国の発展に対する貢献がある者
- (3) 退職の日において部局長である者で、当該部局長に係る任期の前においても部局長の経歴を有し、退職の日以前1年以上指定職員俸給表の適用を受け、かつ、前号ア及びイに該当するもの

(役員との在職期間の通算及び退職金の額の特例)

- 第14条 職員が、引き続いて役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この法人規則による退職金は支給しない。
- 2 第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。
 - 4 引き続いた役員の期間を有する職員の退職金の額は、第4条から第9条までの規定にかかわらず、当該職員に係る役員の在職期間について、当該役員の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。
 - 5 前項の業績に応じた評価係数は、法人細則で定める。

(遺族の範囲及び順位)

- 第15条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者の外、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

- 第16条 次に掲げる者は、退職金の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(起訴中に退職又は解雇された場合の退職金の取扱い)

- 第17条 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職し又は解雇

された（以下「退職等をした」という。）ときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職等をした職員に対しまだ退職金が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職金の支給制限）

第18条 退職等をした職員（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職金の支払を受ける権利を承継した者）に対し、退職金がまだ支払われていない場合において、当該退職等をした職員の基礎在職期間中の職務に関し、懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、退職金を支給しないことができる。

- 2 本部等職員就業規則第96条第4号、附属病院職員就業規則第95条第4号及び附属学校職員就業規則第92条第4号の規定による諭旨解雇を受けた者には、第9条の4の規定により計算した退職金の調整額に相当する部分は支給しない。
- 3 前項の諭旨解雇を受けた者が、退職願の提出の勧告に応じない場合の退職金は、同項の規定により計算した額の2分の1以内とする。
- 4 その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して3月前までに当該非違を原因として本部等職員就業規則第96条、附属病院職員就業規則第95条及び附属学校職員就業規則第92条の規定による懲戒処分（懲戒解雇の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた者には、第9条の4の規定により計算した退職金の調整額に相当する部分は、支給しない。

（退職金の支払の差止め）

第18条の2 退職等をした職員に対し、退職金がまだ支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職等をした職員に対し、退職金の支払を差し止めることができる。

- (1) 当該退職等をした職員の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったとき。
 - (2) 当該退職等をした職員について、基礎在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為（基礎在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 2 死亡により退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職金の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職金の支払を受ける権利を承継した者を含む。）に対しまだ当該退職金が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職金の支払を差し止めることができる。
 - 3 前2項の規定により退職金の差止めを行った後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職金の支払を差し止める必要がなくなった場合には、速やかに当該退職金を支払うものとする。

（退職金の支払）

第19条 退職金は、法令等によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を本人又はその遺族の指定する預貯金口座に振込むことによって支払う。

- 2 退職金は、退職等をした日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡

により退職した者又は退職し若しくは解雇された後に死亡した者に対する退職金の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職金の返納)

第20条 退職等をした職員に対し退職金の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき、又は在職中の職務に関し懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、当該退職又は解雇の日から5年以内に限り、学長は、その支給をした退職金の一部又は全部を返納させることができる。

2 前項の規定により退職金を返納させる場合は、その旨を別記様式で定める書面で通知しなければならない。刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときにあつては、その通知は、刑の確定後速やかに行うものとする。

(遺族の退職金の返納)

第20条の2 死亡により退職した者の遺族に対し退職金の支給をした後において、退職等をした職員の基礎在職期間中の職務に関し懲戒解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、当該遺族に対し、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職又は解雇の日から1年以内に限り、学長は、その支給した退職金の一部又は全部を返納させることができる。

(退職金受給者の相続人からの退職金相当額の返納の請求)

第20条の3 退職等をした職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職等をしたときの退職金の額が支払われた後において、当該退職金の額の支払いを受けた者（以下「退職金の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は第20条の2の規定による返納の請求を受けることなく死亡した場合において、学長が、当該退職金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職等をした職員が在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職等をした者が在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。

2 退職金の受給者（遺族を除く。以下この項から3項までにおいて同じ。）が当該退職等をした日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第20条第1項の規定による返納の請求を受けることなく死亡したときは、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、在職期間中に懲戒解雇を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職金の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。

3 退職金の受給者が、当該退職等をした日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴された場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第20条第1項の規定による返納の請求を受けることなく死亡したときは、当該退職金の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職金の受給者の相続人に対し、当該退職等をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職金の額の全部又は一部に相当する額の返納を請求することができる。

4 前各項の規定による処分に基づき返納を請求する金額は、当該退職金の受給者の相続財産の額、当該退職金の受給者の相続人の生計の状況その他の事情を勘案して定めるものとする。こ

の場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が返納する金額の合計額は、当該退職金の額を超えることとなつてはならない。

5 第20条第2項の規定は、本条第1項から第3項までの規定による返納の請求について準用する。

(支給基準の変動)

第21条 支給基準の変動については、退職手当法の改正及び運営費交付金の算定基礎等により適切に対応する。

附 則

- 1 この法人規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により職員となつた者（以下「承継職員」という。）の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の通算については、その者の退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて退職手当法第2条第1項に規定する職員となつた場合においては、この法人規則による退職金は、支給しない。
- 4 国立大学法人の成立前の筑波大学（以下「旧機関」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることと定められているときは、この法人規則による退職金は、支給しない。
- 6 第8条中、「第4条から前条までの規定により計算した額に100分の104を乗じて得た額とする。」とあるのは、平成16年4月1日から平成16年9月30日の間に20年以上の期間勤続して退職した者（傷病によらずその者の都合により退職した者を除く。）については「第4条から前条までの規定により計算した額に100分の107を乗じて得た額とする。」とする。
- 7 第9条中、「俸給の月額に60を乗じて得た額を超えるときは、」とあるのは、平成16年4月1日から平成16年9月30日の間に退職した者については「俸給の月額に60.99を乗じて得た額を超えるときは、」とする。
- 8 承継職員のうち、平成16年3月31日において現に指定職俸給表を適用され、かつ、平成16年4月1日から退職の日まで引き続いて指定職員俸給表を適用されている者については、第13条の規定は適用しない。
- 9 退職した者の基礎在職期間には、職員として引き続く附則第2項に規定するその者の退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項に規定する職員を含む。）としての在職期間及び附則第4項に規定する公庫等の職員としての在職期間を含むものとする。

10 地方公共団体に使用される者（以下「地方公務員」という。）で、退職手当を支給されないで平成16年4月1日に引き続いて職員となった者（地方公共団体の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった者を除く。以下、次項において「平成16年4月1日採用職員」という。）の地方公務員としての引き続いた在職期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

11 平成16年4月1日採用職員が引き続き他の国立大学法人等の職員となった場合（前項の地方公務員としての引き続いた在職期間を他の国立大学法人等における在職期間に通算する場合を除く。）は、地方公務員としての引き続いた在職期間について第4条第2項の規定を適用して得た退職金の額を支給する。ただし、平成16年4月1日採用職員が希望する場合には、第11条第1項の規定にかかわらず、第3条の2の規定による退職金を支給することができる。

附 則（平16.4.22法人規則27号）

この法人規則は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平17.3.24法人規則28号）

この法人規則は、平成17年3月24日から施行する。

附 則（平17.3.24法人規則29号）

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平18.3.23法人規則10号）

1 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 退職した者の基礎在職期間中に俸給の月額が減額改定によりその者の俸給の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給の月額が減額前の俸給の月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする本部等給与規則、附属病院給与規則及び附属学校給与規則の適用を受けたことがあるときは、この法人規則の規定による俸給の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第9条の5に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額については、この限りでない。

3 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則（以下「新規則」という。）の規定による退職金の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給の月額を基礎として、この法人規則による改正前の国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則（以下「旧規則」という。）第4条から第9条までの規定により計算した退職金の額（以下「旧規則等退職金額」という。）が新規則第3条の2から第9条の5までの規定により計算した退職金の額（以下「新規則等退職金額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職金の額とする。

4 前項の「新制度切替日」とは、新規則の施行の日（以下「施行日」という。）である平成18年4月1日をいう。

5 職員が新制度切替日（前項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規則等退職金額がその者が新制度切替日の前日に受けていた俸給の月額を退職の日の俸給の月額とみな

して旧規則等退職金額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規則等退職金額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職金の額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）
 - ア 新規則第9条の4の規定により計算した退職金の調整額の100分の5に相当する額
 - イ 新規則等退職金額から旧規則等退職金額を控除した額
 - (2) 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には100万円）
 - ア 新規則第9条の4の規定により計算した退職金の調整額の100分の70に相当する額
 - イ 新規則等退職金額から旧規則等退職金額を控除した額
 - (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には50万円）
 - ア 新規則第9条の4の規定により計算した退職金の調整額の100分の30に相当する額
 - イ 新規則等退職金額から旧規則等退職金額を控除した額
- 6 附則第3項及び前項に規定されている「俸給の月額」については法人規則第13条に規定されている「俸給の月額」の指定職俸給表適用者に係る特例についての規定を準用する。
- 7 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新規則第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第10号）附則第4項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。
- 8 新規則第9条の4の規定により退職金の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第3項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

- 9 退職した者で新制度切替日の前日に他の国立大学法人等の職員又は国家公務員等であった者の附則第3項の規定を適用する場合の新制度切替日の前日の俸給の月額は、他の国立大学法人等の職員として在職していた期間又は国家公務員等として在職していた期間を職員として在職していたものとみなした場合に、その者が施行日の前日において受けるべき俸給の月額とする。

附 則（平19.3.22法人規則25号）

この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平20.3.13法人規則18号）

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に懲戒該当事由があった職員に対する

第3条及び第20条の規定の適用については、第3条第1項第2号及び第20条第1項中「懲戒解雇」を「懲戒による解雇」と読み替えるものとする。

附 則（平21. 2. 26 法人規則18号）

- 1 この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に懲戒該当事由があった職員に対する第20条の2の規定の適用については、同条中「懲戒解雇」を「懲戒による解雇」と読み替えるものとする。

附 則（平21. 7. 7 法人規則42号）

- 1 この法人規則は、平成21年7月7日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 新規則第11条第1項の規定にかかわらず、独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成21年法律第18号。以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の独立行政法人メディア教育開発センター（以下「メディア教育開発センター」という。）の職員であった者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の通算については、なお従前の例による。
- 3 平成21年3月31日にメディア教育開発センターの職員であった者が、整備法附則第2条第1項の規定により引き続いて放送大学学園の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の通算については、メディア教育開発センター及び放送大学学園の職員としての引き続いた在職期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

附 則（平22. 3. 25 法人規則20号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平23. 3. 24 法人規則29号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24. 3. 29 法人規則22号）

この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平25. 1. 24 法人規則1号）

- 1 この法人規則は、平成25年2月1日から施行する。
- 2 施行日以後に退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給の月額を基礎として、国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第10号）による改正前の国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則（以下「平成18年旧規則」という。）により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は業務上によらない傷病により退職したものにあっては、その者が平成18年旧規則第6条の規定に該当する退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として平成18年旧規則第8条の規定の例により計算して得られる額）に100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以

上42年以下の者で業務上によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、この規則による改正後の国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則により計算した退職金の額よりも多いときは、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規則による退職金の額とする。

附 則 (平25.3.28法人規則21号)

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平25.11.28法人規則44号)

この法人規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則 (平26.3.27法人規則11号)

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平26.11.27法人規則37号)

- 1 この法人規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)以前から引き続きテニュアトラック制助教等として在職した者の改正後の国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則第10条第1項に定める勤続期間の始期は、施行日とする。

附 則 (平27.3.26法人規則10号)

- 1 この法人規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 退職した者の基礎在職期間中に俸給の月額が減額改定によりその者の俸給の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給の月額が減額前の俸給の月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第8号)、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第12号)及び国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第18号)の適用を受けたことがあるときは、改正後の国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則(この項において「新規則」という。)の規定による俸給の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、新規則第9条の5に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する教育研究等連携手当の月額については、この限りでない。

附 則 (平28.3.24法人規則21号)

- 1 この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則第11条第1項の規定にかかわらず、独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成27年法律第27号。以下「改正機構法」という。)の施行前の独立行政法人大学評価・学位授与機構又は改正機構法附則第2条による解散前の独立行政法人国立大学財務・経営センターの職員であった者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の通算については、なお、従前の例による。

附 則 (平28.5.30法人規則42号)

- 1 この法人規則は、平成28年5月30日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学職員の

退職金に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

- 2 新規則第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号。以下「改正通則法」という。）第2条第3項の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構の職員であった者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の通算については、なお、従前の例による。
- 3 新規則第12条第1項の規定にかかわらず、改正通則法第2条第4項の規定による改正前の特定独立行政法人の職員であった者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の通算については、なお、従前の例による。

附 則（平28.9.29法人規則44号）

この法人規則は、平成28年9月29日から施行する。

附 則（平29.12.21法人規則33号）

この法人規則は、平成30年1月1日から施行する。

別表 職員の区分(第9条の4関係)

ア 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分対応表

区 分	調整月額 円	対 応 す る 職 員 の 区 分							
		行政職(一)	行政職(二)	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	医療職(二)	医療職(三)	指 定 職
		一般職員(一)	一般職員(二)	教育職員(一)	教育職員(二)	教育職員(三)	医療職員(一)	医療職員(二)	指定職員
第1号区分	95,400								
第2号区分	78,750								4号俸から6号俸 (ただし、16.4.1~ 1号俸から3号俸)
第3号区分	70,400								
第4号区分	65,000	11 級							
第5号区分	59,550	10 級		5 級 (※1)					
第6号区分	54,150	9 級		5 級 (上記以外の者)	4 級 (※1)	4 級 (※1)		7 級	
第7号区分	43,350	8 級		4 級 (※1)	4 級 (上記以外の者)	4 級 (上記以外の者)	7 級 6 級	6 級	
第8号区分	32,500	7 級	6 級 (※1)	4 級 (上記以外の者)	3 級 (※1)	3 級 (※1)	5 級 (※1)	5 級	
第9号区分	27,100	6 級	6 級 (上記以外の者)	3 級	3 級 (※1) 2 級 (※2)	3 級 (※1) 2 級 (※2)	5 級 (上記以外の者)	4 級	
第10号区分	21,700	5 級 4 級	5 級 4 級 3 級 (※1)	2 級 (※1)	2 級 (※3)	2 級 (※3)	4 級 3 級 2 級 (※1)	3 級 2 級 (※1)	
第11号区分	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者							
備 考									
<p>1 この表において「対応する職員の区分」とは、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>ア 平成16年3月31日以前は、国家公務員法第二条に規定する一般職の職員の給与に関する法律の俸給表に定めるところによる。</p> <p>行政職俸給表(一):行政職(一)、行政職俸給表(二):行政職(二)、教育職(一)俸給表:教育職(一)、教育職(二)俸給表:教育職(二)、教育職(三)俸給表:教育職(三)、 医療職(二)俸給表:医療職(二)、医療職(三)俸給表:医療職(三)、指定職俸給表:指定職を表す。</p> <p>イ 平成16年4月1日以後は、本部等給与規則、附属病院給与規則及び附属学校給与規則の俸給表に定めるところによる。</p> <p>一般職員俸給表(一):一般職員(一)、一般職員俸給表(二):一般職員(二)、教育職員(一)俸給表:教育職員(一)、教育職員(二)俸給表:教育職員(二)、教育職員(三) 俸給表:教育職員(三)、医療職員(一)俸給表:医療職員(一)、医療職員(二)俸給表:医療職員(二)、指定職員俸給表:指定職員を表す。</p> <p>2 この表において(※印)は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>(※1)学長が別に定める。 (※2)経歴年数30年(大学4卒)以上 (※3)経歴年数12年(大学4卒)以上</p> <p>3 退職金の基本額が零である者、自己都合により退職した者で勤続期間が9年以下の者及びその者の非違により退職した者には、退職金の調整額の加算は行わない。</p> <p>4 退職した者で勤続期間が4年以下の者(自己都合退職を除く。)及び自己都合により退職した者で勤続期間が10年以上24年以下の者の退職金の調整額は算出した額の1/2の額とする。</p>									

イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分対応表

区 分	調整月額 円	対 応 す る 職 員 の 区 分							
		一般職員(一)	一般職員(二)	教育職員(一)	教育職員(二)	教育職員(三)	医療職員(一)	医療職員(二)	指定職員
第1号区分	95,400								
第2号区分	78,750								1から3号俸
第3号区分	70,400								
第4号区分	65,000	9 級							
第5号区分	59,550	8 級		5 級 (※1)					
第6号区分	54,150	7 級		5 級 (上記以外の者)	4 級 (※1)	4 級 (※1)		7 級	
第7号区分	43,350	6 級		4 級 (※1)	4 級 (上記以外の者)	4 級 (上記以外の者)	7 級 6 級	6 級	
第8号区分	32,500	5 級	5 級 (※1)	4 級 (上記以外の者)	3 級 (※1)	3 級 (※1)	5 級 (※1)	5 級	
第9号区分	27,100	4 級	5 級 (上記以外の者)	3 級	3 級 (※1) 2 級 (※2)	3 級 (※1) 2 級 (※2)	5 級 (上記以外の者)	4 級	
第10号区分	21,700	3 級	4 級 3 級 (※1)	2 級 (※1)	2 級 (※3)	2 級 (※3)	4 級 3 級 2 級 (※1)	3 級 2 級 (※1)	
第11号区分	0	第1号区分から第10号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者							
備 考									
<p>1 この表において「対応する職員の区分」とは、本部等給与規則、附属病院給与規則及び附属学校給与規則の俸給表に定めるところによる。 一般職員俸給表(一):一般職員(一)、一般職員俸給表(二):一般職員(二)、教育職員(一)俸給表:教育職員(一)、教育職員(二)俸給表:教育職員(二)、教育職員(三)俸給表:教育職員(三)、医療職員(一)俸給表:医療職員(一)、医療職員(二)俸給表:医療職員(二)、指定職員俸給表:指定職員を表す。</p> <p>2 この表において(※印)は、それぞれ次のとおりとする。 (※1)学長が別に定める。 (※2)経験年数30年(大学4卒)以上 (※3)経験年数12年(大学4卒)以上</p> <p>3 退職金の基本額が零である者、自己都合により退職した者で勤続期間が9年以下の者及びその者の非違により退職した者には、退職金の調整額の加算は行わない。</p> <p>4 退職した者で勤続期間が4年以下の者(自己都合退職を除く。)及び自己都合により退職した者で勤続期間が10年以上24年以下の者の退職金の調整額は算出した額の1/2の額とする。</p>									

別記様式（第20条関係）

退職金返納命令書

平成 年 月 日

殿

（返納命令者）

印

国立大学法人筑波大学職員の退職金に関する規則第20条第1項の規定に基づき、既に支給した退職金のうち下記の金額の返納を命ずる。

記

金

円

算 出 根 拠	①既に支給した退職金の額	円
	②控除される額	円
	返納額（①－②）	円

（記事）

